

国 内 経 済 要 錄

公営企業債券の担保取扱

本行は10月15日、公営企業金融公庫から新たに発行された公営企業債券を適格担保として認めることとした（ただし縁故募集の方法によるものを除く）。

金融機関資金審議会、設備投資繰延問題につき報告

金融機関資金審議会は、さきに決定した民間設備投資削減に伴うその後の情勢を検討してきたが、当月30日当面の情勢に関して以下の通り「意見」を取りまとめ政府に具申した。

「さきの累次にわたる当審議会の意見に従い、民間の投融资委員会においては特に重要産業の資金需給の調整方策につき具体的個別的な検討を行つてきたところ、重要産業に対し重点的な資金配分を行つても、現在の設備投資計画に比しなお相当額の資金不足が見込まれる模様である。

については当審議会としては、産業界に対し金融情勢に適応した協力を要望し、緊急度の高い重要工事資金の確保につき金融機関に対し一段の重点的資金運用の努力を要請するとともに、なお政府においても情勢の推移に応じて実状に即した有効適切な措置を考慮することを期待する。」

大蔵省、当面の銀行経営に関し通達

大蔵省銀行局長は、11月2日市中銀行に対し「当面の銀行経営上留意すべき事項について」通牒を発したが、その要旨は次の通りである。

(1) オーバー・ローンの改善と借用金の計画的減少

銀行の健全経営を確保するため当面、預貸率を80%以内にとどめることを標準とし、この規準を越えている場合は、今後確実に預貸率の過減を図るよう努めること。また借用金については毎期計画的に減少を図ること。

(2) 資産の流動性向上

預金銀行としては、長期資金の供給は極力金融債、社債などの有価証券保有の方法によつて行うことが望ましく、今後は現金、日銀預け金などの支払準備の充実と相まって預金銀行にふさわしい資産の流動性の維持向上に努めること。

(3) 大口融資などのは是正

一企業に偏した大口融資については、この際検討を加え改善のための具体案を作成し、すみやかにその是正を図ること。

(4) 資産内容の堅実化

近時取引先の確保、系列融資の増加などから、ややもす

れば融資の審査などに適正を欠く懸念が認められるので、貸出金など資産内容の堅実化を図るために今後は特に調査審査事務本来の基準を堅持しその適正化を期するとともに、不良資産については極力消却を進め、貸倒準備金なども充実を図ること。

(5) 自己資本の充実と経常収支の余裕ある均衡の実現

準備金などの繰入れまたは益金の内部留保を一層促進するとともに、経営全体の総合的な合理化を進め、経常収支の余裕ある均衡を堅持すること（経常収支率78%の指導基準は現行通り据置く）。

(6) その他、①ゆがめられた現在のコール取引のは是正、②歩積両建の自肅、③特利の自肅・根滅、など。

大蔵省、中小企業金融対策を決定

大蔵省は10月31日中小企業金融対策を決定し、これについて市中銀行の協力を求めるため全銀協に対し銀行局長通牒を発した。

同通牒に明らかにされた対策要旨は次の通り。

(1) 中小企業金融公庫および国民金融公庫の借入限度の拡張

中小企業金融公庫および国民金融公庫については、臨時国会において特に予算補正の措置を講じ、借入限度を170億円拡張する（予算補正是11月12日臨時国会で成立）。

(2) 商工債券の政府資金による引受額の増大

商工債券の政府資金による引受額を30億円増加し、特に運転資金を中心とする中小企業の年末資金の需要に応ぜしめる。

(3) 信用保証協会の保証にかかる中小企業向け貸出見合いの金融債の買入れに関する特別措置

「国際収支改善緊急総合対策」に基く標記資金運用部による200億円の金融債の買上措置については、とくに年末の中小企業向け貸出のための市中金融機関の資金源の補充に資せしめるため、11月および12月中の貸出見込額を予測し、当該見込額相当額の金融債の買入れを12月10日に線上げて実施する。

(4) 市中金融機関の代理機能の活用

中小企業金融公庫および国民金融公庫の年末資金源の充実に伴い、その迅速かつ実情に即した融資の実効を確保するため、特に市中の中小企業専門金融機関である相互銀行、信用金庫、信用協同組合の代理機能を活用するよう重点的な資金の配付を考慮する。

(5) 市中銀行の積極的協力

年末中小企業金融に関しては、市中銀行に対しても信用保証協会、信用保険制度の活用を図るなどのほか、積極的に協力を求める。

全銀協、中小企業金融の年末対策を決定

全銀協は、11月4日大蔵省の中小企業金融対策に即応して中小企業金融の年末対策を決定したが、その要旨は次の通りである。

- (1) 中小企業年末金融のため、各行はその実情に応じ自主的に特別の考慮を払い、本年度第3四半期中の全国銀行の中小企業向け貸出の増加目標額は、同期中の全国銀行実勢預金増加予想額(2,000億円ないし2,500億円)のおよそ20%(400億円ないし500億円)を下回らないものとすること。
- (2) 政府中小企業金融機関の代理業務は最近活発化しつつあるが、なお一層その増進に努めること。
- (3) 信用保証協会、信用保険制度の活用についてもさらに一段と意を用い、これが積極化を図ること。
- (4) 地方公共団体などの年末金融対策に対し積極的に協力すること。
- (5) 大企業の下請中小企業に対する支払の促進については、銀行もこれに協力し、要すれば大企業に対する融資に

際し、これをひも付とするなどの措置を講ずること。

(6) 銀行窓口における貸出事務の簡素化、迅速化に努めること。

英ポンド先物為替相場自由化に伴う関連措置

政府は、9月25日より実施の英ポンド先物取引自由化に伴い、ポンド為替高調整の円滑化を図るため、このほど次の措置を決定した。

- (1) 英ポンド海外ヘッジの許可

為替銀行の英ポンド買持カバーのため、必要な限度内で米ドルを対価とするアメリカ勘定ポンド先物売りつなぎを認める。ヘッジ期間は最長6か月とする(9月25日より実施)。

- (2) 直物売持の制限解除

外国為替高操作上の必要最少限度額の範囲内で直物持高のオーバーソールドを認める(11月2日より実施)。

- (3) 外貨借入れの制限緩和

上記措置の実施に伴い、為替銀行間の不均衡緩和のため、外銀からの外貨担保借入限度額を現行の2倍に拡げ、増額分についてはドル、ポンド共通枠とし、アメリカ勘定ポンドの調達を認める(11月2日より実施)。

[参考]

国民資本勘定表（経済企画庁第2次試算分）

(単位、億円)

		26年未	27年未	28年未	29年未	30年未	31年未
資産	A 固定資産						
	1 政府	30,770	34,367	39,572	44,652	49,807	54,956
	2 法人企業	26,880	29,984	33,934	37,101	39,429	45,274
	3 金融機関	537	863	1,208	1,630	1,893	2,165
	4 個人	78,738	79,825	80,939	81,928	82,776	83,877
	(小計)	136,925	145,039	155,653	165,311	173,905	186,272
	B 在庫品						
	1 政府	4,836	5,301	5,484	5,442	6,426	7,037
	2 法人企業	12,029	14,276	16,798	18,367	20,210	25,462
	3 個人	4,538	6,209	7,863	9,437	11,268	11,999
(小計)	21,403	25,786	30,145	33,246	37,904	44,498	
C 外貨・対外純債権							
○ (計) 国民資本(A+B+C)	160,646	173,885	188,224	201,026	215,315	234,609	
D 金融資産	72,543	99,298	126,564	145,933	170,526	210,233	
◎合計国民資産(A+B+C+D)	233,189	273,183	314,788	346,959	385,841	444,842	
負債	E 金融負債	72,543	99,298	126,564	145,933	170,526	210,233
	F 正味資産	-	-	-	-	-	-
	1 政府	35,256	40,608	45,587	48,506	52,761	58,103
	2 法人企業	26,197	26,251	27,702	28,006	32,272	36,513
	3 金融機関	760	1,303	1,974	2,749	3,474	4,283
	4 個人	100,000	105,843	112,914	122,286	129,246	138,828
	(小計)	162,213	174,005	188,177	201,547	217,753	237,727
	G 調整項目	△ 1,567	△ 120	47	△ 521	△ 2,438	△ 3,118
	◎合計(E+F+G)	233,189	273,183	314,788	346,959	385,841	444,842

(備考) 本表はわが国経済の全体における実体資産、外貨および金融資産の現存額の総括集計表である。国民所得勘定が国民経済のいわば損益計算表に当るのに対して、本表は貸借対照表に相当する。